



ISHIZUCHI

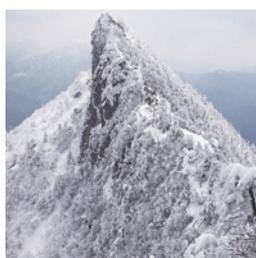
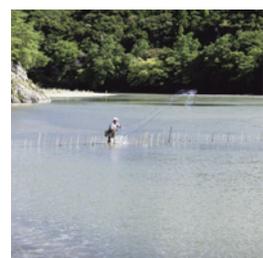
共済制度発足

60周年 特集号

愛媛県市町村職員共済組合
<http://www.ehime-kyosai.jp/>
令和4年(2022) Vol.322



ご家族で
ご覧ください



設立60周年を迎えて

歴代理事長

私たちの共済組合は、昭和37年12月1日に施行された地方公務員等共済組合法により、社会保障制度の一環として、地方公務員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、短期給付、長期給付及び福祉事業を三本柱とした地方公務員の共済制度として設立され、本年は、ちょうど60年を迎えることとなります。

この間、本組合では、短期経理財政の悪化、被用者年金制度の二元化、保養所の閉鎖、宿泊施設「えひめ共済会館」の耐震補強などの改修工事、会計年度任用職員や短時間勤務職員の共済組合への大量加入など種々の課題に直面しながらも、組合員の皆さまをはじめ関係団体のご理解とご協力により、これらの諸課題を解決してまいりました。

今日では、医療、年金の法定給付に加え、組合員・ご家族の皆さまの福祉の向上のため、健康の保持増進を図ることを目的とした人間ドック等の保健事業、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導、また組合員の生活を側面から支援する貯金事業、貸付事業及び物資供給事業並びに宿泊施設「えひめ共済会館」の経営など、逐次各事業の拡充を図ってきました。

さて、ご案内のとおり我が国の急速な少子高齢化の進展は、公的年金制度や医療保険制度など社会保障制度にも大きな影響を及ぼしており、共済組合は、社会保障制度を担う年金・医療保険者として、今まで以上に重要な役割を果たすべく、これらの制度改革等に迅速かつ適切に対応していく必要があります。

公的年金制度におきましては、昭和61年4月に、1階部分を国民年金

第5代・第7代



桑原 富雄

(西条市長)

S59.12~S61.11
H2.12~H7.11

第3代



清水 新平

(八幡浜市長)

S47.12~S49.11

初代



玉本 善三郎

(伊予市長)

S37.12~S39.11

第6代



岡本 要

(伊予市長)

S61.12~H2.11

第4代



西 健次

(小松町長)

S49.12~S59.11

第2代



原田 改三

(北条市長)

S39.12~S47.11

の基礎年金、2階部分を新共済法による退職共済年金等の被用者年金とする2階建ての被用者年金制度の仕組みになり、さらに、平成27年10月には、共済年金を厚生年金に統合する被用者年金制度の一元化が実施されました。

この二元化に伴い、公務員年金独自の3階部分である職域年金は廃止され、新たな年金給付として、必要な原資を「積立方式」で賄う退職等年金給付制度が創設されました。

一方、医療保険制度におきましては、高齢者医療制度への負担増や抗がん剤等の高額薬剤費負担などが、短期財政を大きく圧迫しています。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化が医療保険へ及ぼす影響については、現時点で明らかになってはいませんが、保険適用や新たな拠出金の負担により、医療保険者の財政への影響が大きくなる懸念されるため、今後の動向を注視してまいります。

このほか、地方行政におきましては、行財政改革の取り組みが進み、平成の市町村合併や団塊世代の退職などによる大幅な職員の減少は、共済組合の組合員数の減少に繋がりましたが、令和2年度からの会計年度任用職員制度や令和4年10月からの短時間勤務職員の社会保険制度への適用拡大は、転じて組合員の大幅増加となっています。これら組合員数の急激な増減は、共済組合の収支や事業運営に大きく影響するため、事業毎に詳細な分析を行いたいと考えています。

このように、今、共済組合は、年金、医療のみならず、制度全体に多くの課題を抱えておりますが、60周年という一つの区切りを迎え、気持ちを新たに、皆さまのための共済制度の維持・発展に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、60周年に当たり本特集号を編集いたしましたので、過去60年のあゆみの記録としてご一読いただければ幸いです。

第14代



武智 邦典
(伊予市長)
R2.12~

第12代



石橋 寛久
(宇和島市長)
H28.12~H29.9

第10代



玉水 寿清
(久万高原町長)
H17.2~H20.9

第8代



伊藤 武志
(新居浜市長)
H7.12~H12.11

第13代



菅 良二
(今治市長)
H29.10~R2.11

第11代



高須賀 功
(東温市長)
H20.10~H28.11

第9代



榎田 與一
(大洲市長)
H12.12~H17.1

60年のあゆみ

地方公務員共済組合制度の沿革と 愛媛県市町村職員共済組合のあゆみ

愛媛県市町村職員共済組合は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき、昭和37年12月1日に設立された特殊法人で、本年をもちまして満60年を迎えました。

この間、医療・年金制度においては急速に進む少子高齢化に伴い、将来にわたって安定した制度運営を行うための諸改革が行われ、また、福祉事業においては組合員及び被扶養者の皆さまの健康と福祉の向上に寄与するために随時改正を行ってきました。

そこで、本号では共済制度の沿革及び本組合のあゆみについてご紹介します。

総則事業

地方公務員の共済制度は、組合員及びその被扶養者の皆さまの生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的としています。昭和37年の制度発足当初から現在までの組合員数等の推移は下表のようになっています。

これまでの法改正により、昭和49年には、任意継続組合員制度が創設され、平成27年10月には、被用者年金の二元化に伴い、掛金保険料)や給付額の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、「標準報酬制」へ移行しています。

また、本年10月からは、これまで協会けんぽに加入していた非常勤職員の方が、共済組合の組合員として、短期給付・福祉事業の適用が受けられるようになりました。

組合員数

令和4年10月末現在における組合員数は、2万2,148人(男1万1,106人、女1万1,042人)です。市町村合併による人員統合や団塊の世代の大量退職等の影響により、一時期減少

しておりましたが、本年10月に非常勤職員の方が組合員として加入したことにより、制度発足以降最多の組合員数となっています。

被扶養者数

令和4年10月末現在における被扶養者数は、1万6,259人となっており、制度発足当時と比べ減少しています。また、組合員1人当たりの被扶養者数も、制度発足時の1.6人から0.73人に低下しています。

組合員数、被扶養者数及び平均標準報酬月額など

(単位:人、円)

年度	組合員	任意継続組合員	小計	被扶養者	扶養率	平均給料月額	平均標準報酬月額
昭和37	11,861	-	11,861	18,953	1.60	19,631	-
47	14,665	-	14,665	19,823	1.35	72,603	-
57	17,225	358	17,583	23,936	1.36	186,071	-
平成4	17,877	500	18,377	25,222	1.37	282,604	-
14	18,402	476	18,878	23,804	1.26	325,008	-
24	14,860	417	15,277	18,155	1.19	321,843	-
令和4	21,937	211	22,148	16,259	0.73	-	309,480

※令和4年度は10月末現在

平均標準報酬月額

令和4年10月末現在における組合員の平均標準報酬月額は、30万9,480円となっています。

短期給付事業「医療」

短期財源率は財政状況により随時改定されてきました。平成15年度から財源率の算定方法に総報酬制が導入され、導入後の最低は65.02%(平成17年度)、最高は113.36%(平成26年度)となっています。

医療費の自己負担に対する払戻しの基礎控除額は、家族(家族療養費附加金)が500円(昭和37年12月)、本人(一部負担金払戻金)が2,000円(昭和59年10月)から始まりましたが、現在はいずれも2万5,000円(上位所得者については5万円)に引き上げられています。

また、一人当たり医療費は、本人が1万3,182円(昭和37年度)から13万4,592円(令和4年度推計)に、家族が2,311円(昭和37年度)から13万2,228円(令和4年度推計)に増加しています。

短期財源率の推移



※平成15年度以降は、総報酬に係る率である。

1人当たり医療費(年額)の推移



※医療費は、療養の給付、療養費などの合計で、自己負担を除く金額である。

医療保険制度は昭和36年に国民皆保険を実現した後、高度経済成長を背景に制度の充実が図られてきました。特に昭和48年は、老人医療費の無料化、家族の7割給付の実現、高額療養費の創設などが行われ、「福祉元年」と呼ばれました。

しかし、昭和50年代になるとオイルショックによる高度経済成長の終焉や高齢化の進展といった社会の変化の中で、昭和58年に老人保健制度の創設、昭和59年には、退職者医療制度の創設、本人の医療費に1割負担の導入といった制度の見直しが行われてきました。平成以降、少子高齢化の進行と

長期にわたって低迷する経済情勢の影響により、平成15年の本人の医療費への3割負担の導入、平成20年の後期高齢者医療制度の創設、本年10月からの一定以上所得のある後期高齢者の2割負担の導入等、制度の持続可能性を高めるための改革が推進されました。こうした中、本組合の短期経理財政は、高齢者医療制度への支援金等の増加により厳しい状況が続いており、令和3年度における後期高齢者医療制度等への支援金に充てるための保険料率である特定保険料率は、46.62%と財源率の半分近くを占め、組合財政を圧迫しています。

昭和37年12月に全ての地方公務員を対象とした地方公務員等共済組合法による年金制度が施行されて、今年で60年となりました。その間、様々な制度改正が行われてきました。昭和60年には、急速な高齢化社会に対応できる長期的に安定した公的年金制度を確立するため、全国民を対象とした基礎年金制度の導入を始めとする年金制度全体の大改革が行われ、昭和61年4月から現在の年金制度がスタートしました。

また、平成6年と平成12年には、少子高齢化の進行等に対応するため、年金の支給開始年齢を段階的に65歳に引き上げる改正が行われました。

平成27年10月には、「被用者年金三元化法」により共済年金は厚生年金に統合され、公務員独自の3

長期給付事業 「年金」

社会保障制度については現在、令和3年11月に「全世代型社会保障構築会議」が設置され、本年3月から本格的な議論が始まっています。

年金受給権者数の推移

年度	新法	旧恩給 条例	旧法	計
昭和38	115	308	57	480
47	1,695	268	37	2,000
57	4,726	216	18	4,960
平成4	8,258	130	7	8,395
14	11,963	84	18	12,065
24	16,514	31	16	16,561
令和4	19,081	9	15	19,105

※令和4年度は9月末現在

なお、本組合の年金受給者数は、現在1万9,000人超となっています。

階部分は被用者年金二元化に伴い廃止となりましたが、それに代わる新たな年金として、「退職等年金給付」が創設されました。現在、令和元年に発表された財政検証結果を踏まえ、働き方の多様化や高齢期の長期化という今後の社会経済の変化を見据えて、より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるための年金制度等の改正が行われています。これにより、令和4年4月から、在職中の年金受給の在り方を見直しや受給開始時期の選択肢の拡大が実施されています。

保健事業

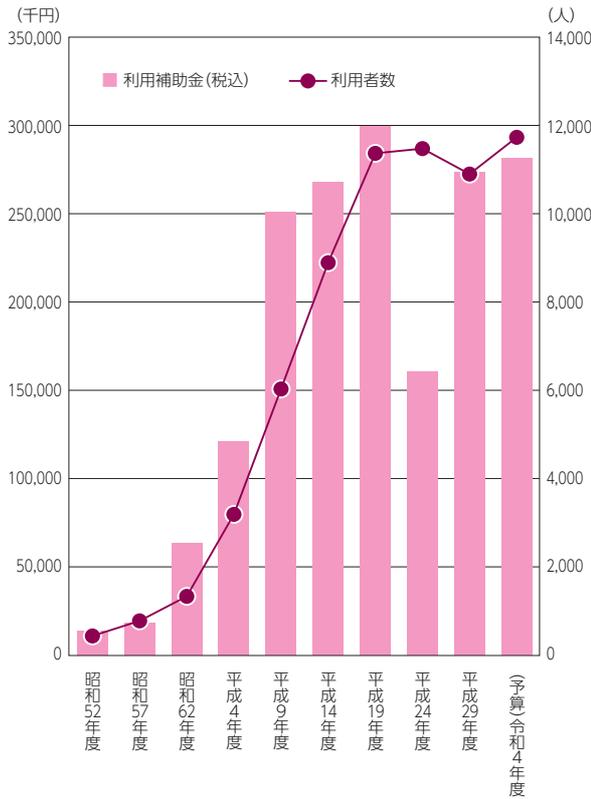
保健事業は、昭和37年度に人間ドック利用助成及び補装具補助の事業でスタートしました。その後、福祉施設利用助成、脳ドック利用助成、がん検診補助、メンタルヘルスを含む健康相談、インフルエン

ザ予防接種補助等に加え、平成20年度からは内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。共済組合では、医療費の増加を防ぐとともに、皆さまの健康保持増進に寄与するため、適宜事業の見直しを行っており、現在では次表の事業を実施しています。

事業の種類

保健関係	人間ドック利用助成	がん検診等補助	眼底検査
	脳ドック利用助成		大腸がん検査
	ミニドック		HbA1c検査
			血清クリアチニン検査
			デジタルCR
			ヘリカルCT
			肺がん検診
			胃がん検診
			子宮頸がん検診
			乳がん検診
	前立腺がん検診		
保養関係	インフルエンザ予防接種補助		
	電話健康・メンタルヘルス相談		
	データヘルス事業		
講座関係	愛媛共済会館利用助成		
	福祉施設利用助成		
その他	労働安全衛生業務担当者研修会		
	ライフプランセミナー		
特定健康診査等	健康講習会補助		
	県・市町連携によるメンタルヘルス対策事業		
	その他		
	特定保健指導		

人間ドック等利用助成額及び利用者数の推移



福祉施設

また、人間ドック等利用助成事業につきましても、健康意識の高まりとともに希望者が増加しており、本年度においては、申込者数は1万1,000人ほどとなっております。

えひめ共済会館は、昭和49年4月にオープンし、今年で48年目を迎えました。この間、3度の改修工事(昭和63年、平成12年、平成30年)と耐震補強改修工事(平成21年～平成22年)を実施しています。

コロナ禍の今、ご宿泊のお客様には、当館おすすめの一泊2食付きプランが好評です。県内産の旬の食材を使用した下記3種類のプランがございますので、松山にお越しの際は是非ご利用ください。

また、会議室については、WEB会議のニーズに対応するため、全会議室Wi-Fiの整備を行い、WEB会議キット(テレビ・集音マイク・WEBカメラ)の貸出しも始めました。

より一層、安全で安心な空間を皆さまに提供できるよう、従業員一同サービスの向上に努めてまい

りますので、今後もしえひめ共済会館を何卒よろしく願い申し上げます。

宿泊料(税込み)

お部屋タイプ	人数	宿泊料(1人当たり)
洋室シングル(バス無し)	1人	1,230円
洋室シングル	1人	2,330円
洋室ツイン・和室	1人	3,100円
	2人	2,110円
バリアフリールーム	1人	2,880円
	2人	1,560円

※宿泊料は助成金(2,400円)控除後の実負担額です。

【1泊2食付きプラン】

※金額は全て税込みです。

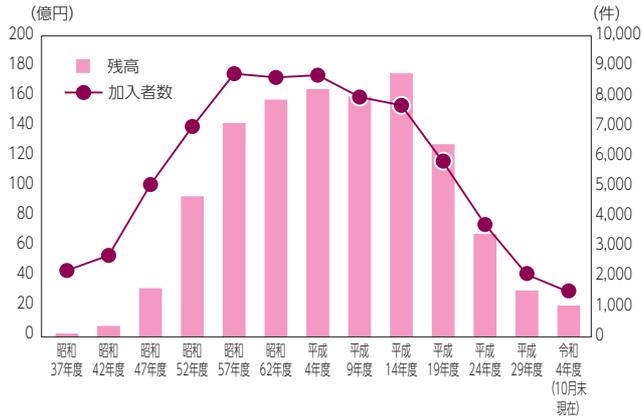
- 四季の伊予路プラン 7,100円
- 料理長おすすめプラン 7,900円
- 料理長おすすめSPプラン 10,000円

※(2)、(3)は楽天トラベル限定の販売となります。

貸付事業

本事業は、組合員の臨時の支出に対する貸付を行うこととして昭和37年12月に創設されました。当初、貸付種別は一般貸付と住宅貸付の2種類、貸付限度額は、一般貸付が1万円以上5万円まで、住宅貸付は6万円以上10万円まで、貸

年度末貸付金残高の状況



付利率(変動)は年7.2%で、貸付を受けるにあたっては連帯保証人が2名必要とされてきました。以後、昭和39年4月特別貸付、昭和44年2月災害貸付の新設、昭和51年10月貸付債権共同保全事業制度の導入に伴う連帯保証人等の廃止、昭和58年12月団体信用生命保険制度の導入、平成6年4月住宅・災害貸付のボーナス併用償還の開始など、事業内容の充実を図ってまいりました。

また、貸付事故への対応については、平成24年から、民間損保へ移行しましたが、平成26年から抵当権設定を不要としたことや、平成29年には修学貸付における利用限度

本事業は、組合員の財産づくりとゆとりのある生活設計等に寄与することを目的に、昭和47年8月に、年利6.8%の普通貯金として創設されました。

初年度の加入者は2,500人、貯金残高は1億5,000万円でしたが、昭和61年度には貯金残高が100億円を突破し、平成19年度には加入者1万6000人、貯金残高579億円を超えました。その後、組合員数の減少に伴い加入者は減少傾向にありましたが、事業の周知や、会計年度任用職員制度による組合員の増加等により再

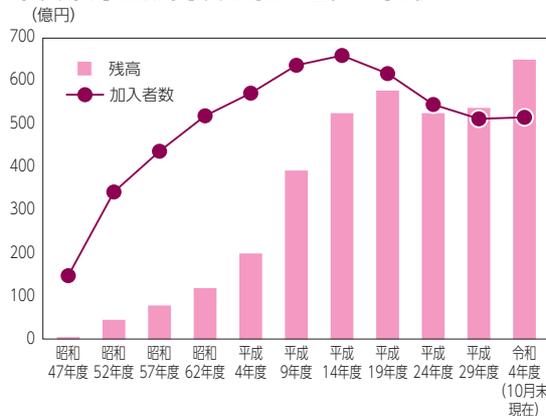
貯金事業

額の引き上げなど、より利用しやすい制度となるよう事業の見直しを行ってまいりました。

なお、現在の貸付利率(変動)は、年1.26%で、給与等から控除のうえ返済いただいています。

この貸付金は、将来皆さまが退職し受給することとなる貴重な退職等年金給付の資金を借り入れたものであり、共済組合では、常に債権の保全に努めていますが、組合員の皆さまには、償還に無理のない資金計画での利用をお願いします。

年度末貯金残高及び加入者数の推移



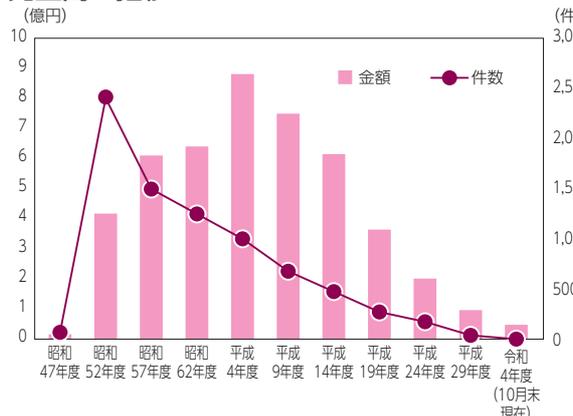
び加入者は増加傾向にあり、現在は、加入者8,900人、貯金残高664億円となっております。

長引く金融緩和と政策により金融機関における預金の低金利が続く中、年利1.0%(税引前)を維持してまいりましたが、令和5年度からは、0.1%引き下げ、0.9%(税引前)となります。引き続き安全性を重視した資金運用を行い、皆さまに安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

物資供給事業

本事業は、生活必需物資をより

売上高の推移



安く供給し、支払いを容易にすることにより、組合員の生活の安定と福祉の増進に役立てることを目的に、昭和47年10月に創設されました。

当初は、電気製品・家具調度品・自動車の3品目の取扱いで利用限度額は40万円でしたが、現在では、自動車・自動二輪車等を扱い、約100業者と契約し、償還利率(変動)年1.9%(令和5年度以降は年1.8%)、利用限度額200万円となっております。

売上高は、平成5年度に年間9億円を超えましたが、その後減少し、令和3年度は9,600万円の利用をいただいています。

設立60年 共済制度・共済組合のあゆみ

共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ	年
初診時一部負担金の引上げ（1月）〈600円〉 傷病手当金の支給期間延長（1月）〈6か月→1年6か月〉 家族療養費附加金の基礎控除額改正（4月）〈3,000円〉	昭和 53	地方公務員等共済組合法施行（12月） 愛媛県市町村職員共済組合設立（〃） —医療、年金、保健、貸付の各事業—	昭和 37
財形住宅貸付制度発足（2月） 保養所「白鷺荘」を私立学校教職員共済組合へ売却（3月）	昭和 54	継続療養の給付期間延長（4月）〈3年→5年〉 レクリエーション費補助事業の創設	昭和 38
退職一時金、返還一時金及び死亡一時金の廃止（1月） 脱退一時金及び特例死亡一時金の創設（1月） 継続長期組合員制度の創設（1月） 退職年金の支給開始年齢の段階的引上げ（7月）〈55歳→60歳〉	昭和 55	住宅貸付に抵当権設定（4月） 保養所「白鷺荘」オープン（8月）	昭和 39 昭和 40
初診時一部負担金の引上げ（3月）〈800円〉 本人の高額療養費制度の創設（3月） 被扶養者認定要件の所得限度額 —65歳以上、65歳未満で区分— 診療分の附加給付（災害を除く。）の支給停止 （9月～昭和57年3月）	昭和 56	健康組合員表彰事業の創設（4月） レクリエーション費補助事業の廃止 年金額の改定規定の創設（10月）	昭和 41
長期給付に対する公的負担4分の1カット（57年度～59年度） 市町村職員共済組合連合会の短期給付財政事業の開始（9月）	昭和 57	年金の額の改定等に関する法律制定 公務上の障害年金等と障害補償年金等の調整（8月）	昭和 42
老人保健法施行 —一部負担金必要—（2月） ミニドック・はりきゅう施術料補助制度の創設（4月） 貸付事業団体信用生命保険制度の導入（12月）	昭和 58	（市町村別）レクリエーション助成事業の創設（4月）	昭和 43
地方公務員共済組合連合会の設立（4月） 市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会の解散 （4月） 全国市町村職員共済組合連合会の設立（4月） 退職者医療制度の創設（10月） 任意継続組合員の期間延長の特例（10月）〈2年→5年〉 任意継続組合員の掛金前納制度の新設（10月） 本人医療費の定率1割自己負担の導入と一部負担金払戻金の新設 （10月）〈2,000円〉 特定療養費の創設（10月）	昭和 59	初診時一部負担金〈100円→200円〉（9月）	昭和 44 昭和 45
特例継続組合員制度並びに特例退職年金及び特例遺族年金の創設（3月） 高額医療貸付の新設（10月）	昭和 60	胃及び子宮ガン検診補助事業の創設（4月） 保養所「南海荘」オープン（7月） 家族療養費附加金の基礎控除額1,000円に（10月）	昭和 46
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（4月） —新しい地方公務員共済年金制度のスタート— 被扶養者認定要件の所得限度額 —60歳以上、60歳未満で区分— 高額医療費の支給基準額の引上げ（5月）〈51,000円→54,000円〉	昭和 61	福祉施設利用助成事業の創設（4月） 貯金事業スタート（8月） 物資供給事業スタート（10月）	昭和 47
老人保健法一部改正（1月） —一部負担金の改定等— 給付金等を組合員の個人口座へ送金（短期給付6月～、貯金・貸付・ 保健7月～） 住宅貸付金に特例利率適用（8月～平成2年5月）	昭和 62	老人福祉法に基づき老人医療費無料化（1月） 埋葬料、出産費関係附加金の新設（4月） 家族の高額療養費制度の創設（10月） 災害見舞金附加金の新設（10月）	昭和 48
えひめ共済会館改修工事（10月～平成元年3月休館）	昭和 63	「えひめ共済会館」オープン（4月） 任意継続組合員制度の創設（6月） 年金額の算定方式に通年方式を導入（9月） 年金額の算定の基礎となる給料の改正（9月） —退職前3年間の平均給料→退職前1年間の平均給料— 年金額の自動改定規定の創設（9月） 遺族年金に扶養加給制度を創設（9月）	昭和 49
「えひめ共済会館」リフレッシュ・オープン（4月） 高額医療費の支給基準額の引上げ（6月）〈54,000円→57,000円〉	昭和 64 平成 元	障害年金の受給権の消滅期限の延長（11月）	昭和 50
		郡市大会助成事業の創設（4月） 健康組合員表彰事業の廃止（4月） 任意継続組合員の期間延長（7月）〈1年→2年〉 遺族年金に寡婦加算制度を創設（8月） 貸付債権共同保全事業制度の導入及び連帯保証人・抵当権等の廃止 （10月） 通算遺族年金の創設（10月）	昭和 51
		健康組合員等表彰事業の復活（4月）	昭和 52

共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ	年
高額療養費の自己負担限度額の引上げ 〈63,600円→(63,600円+医療費の1%)、上位所得者 (121,800円+医療費の1%)〉(1月) 老人保健法該当者の自己負担の定率化及び高額医療費支給制度の 創設(1月) 入院時食事療養費に係る標準負担額の引上げ(1月) 育児休業手当金、介護休業手当金の給付率の引上げ(1月) 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正(4月) 〈本人4,000円、家族5,000円→10,000円〉 傷病手当金と退職・老齢年金の支給調整(4月) えひめ共済会館利用料金の見直し(12月)	平成13	年金の支給が年6回に改正(2月～) 地方公務員共済組合連合会へ公立学校共済組合及び警察共済組合の 加入(4月) 被用者年金制度間の財政調整事業の開始(4月) 全国連合会の短期給付特別財政調整事業の開始(4月) 組合公報の名称「共済だより石鎚」に決定(10月)	平成2
		組合員証の被扶養者の続柄を「子」に統一(4月) 基礎年金支払代行制度の実施(4月) 高額医療費の自己負担限度額の引上げ(5月)〈57,000円→60,000円〉	平成3
		老人保健法改正(1月) 一部負担金の改定等— 育児休業期間中一貸付、物資の償還(払込)猶予(4月) 出産手当金の支給対象の改善並びに出産費及び配偶者出産費の 最低保障額の引上げ(4月)	平成4
農林年金が厚生年金に統合(4月) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律施行 (4月) 一長期組合員、継続長期組合員新設— 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正(4月) 〈10,000円→15,000円〉 介護休業期間中一貸付、物資の償還(払込)猶予(4月) 70歳以上の高齢者の本人自己負担割合の完全1割定率制 (高所得者は2割)(10月) 老人保健法該当者の対象年齢70歳を5年間で段階的に75歳に引上げ (10月) 3歳未満の乳幼児の自己負担2割(10月) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ〈63,600円→72,300円、 上位所得者121,800円→139,800円〉(10月) 配偶者以外の被扶養者の出産も配偶者出産費の支給対象とし、 名称を「配偶者出産費」から「家族出産費」に改正(10月)	平成14	事務局の土曜閉庁の開始(4月) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ(5月)〈60,000円→63,000円〉	平成5
		災害貸付金に特例利率適用(1月) 肺がん検診事業(喀痰検査)の新設(4月) 貸付(ボーナス併用償還)の新設(4月) 介護支援助成事業の創設(4月) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(4月) 一60歳代前半の年金の見直し— 入院時食事療養費、家族入院時食事療養費、訪問看護療養費、 家族訪問看護療養費、移送費及び家族移送費の創設(10月) 育児手当金、看護料の廃止(10月)	平成6
		在宅介護対応住宅加算の新設(4月) 育児休業手当金の創設(4月) 期末手当等からの掛金徴収(4月) 組合員証の被扶養者の続柄を非表示(4月) プール利用助成事業の新設(7月) 普通・特別貸付金に特例利率適用(7月) 保養所「南海荘」閉鎖(8月) 組合員貸付金利率、資金運用部預託金利率(現：財政融資資金利率) の変動に連動して改定する方式に改正(11月)	平成7
継続療養の廃止(4月) 本人医療費の自己負担割合の引上げ〈2割→3割〉(4月) 総報酬制の導入(4月) 外來の際の薬剤に係る一部負担金制度の廃止(4月) 住宅・災害貸付に貸付制限(4月) 地方独立行政法人法の施行により長期組合員(派遣職員)は一般 組合員となる(4月)	平成15	保養所「南海荘」廃止(3月) 普通貸付の結婚、葬祭貸付を特別貸付に変更(4月) 特別(入学・修学)貸付の対象範囲に外国の教育機関を追加(4月) 高額療養費の自己負担限度額の引上げ(6月)〈63,000円→63,600円〉 全国市町村職員共済組合連合会宿泊施設「東京グリーンパレス」 オープン(11月)	平成8
		基礎年金番号の導入開始(1月) 旧3公社共済の厚生年金保険への統合に伴う財政支援等の開始 (4月) 短期給付の本人自己負担割合の引上げ(9月)〈1割→2割〉 外來の際の薬剤に係る一部負担制度の導入(9月)	平成9
肺がん検査(喀痰検査)廃止(3月) 市町村合併による所属所統合 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正 〈15,000円→20,000円〉(4月) 肺がん検診(デジタルCR、ヘリカルCT)新設(4月) 乳がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検診事業の新設(4月) メンタルヘルス講座の新設(4月) 脳ドック利用助成の新設(4月) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律成立(10月) マクロ経済スライドによる年金額の調整	平成16	診療報酬明細書(レセプト)の開示(4月)	平成10
		一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正 〈本人2,000円→4,000円、家族3,000円→5,000円〉(1月) 介護休業手当金の創設(4月) 老人保健の薬剤一部負担免除(7月)	平成11
職場用衛生材料補助事業の休止(3月) 省令に該当する場合、育児休業手当金の支給期間延長 〈1歳→1歳6か月〉(4月) 育児休業手当金・介護休業手当金に給付上限相当(日額)の設定 (4月) 歯科健診補助事業の新設(4月) 電話健康相談・メンタルヘルス相談事業の新設(4月) 個人情報保護法全面施行(4月)	平成17	介護保険制度の創設(4月) えひめ共済会館改修工事(6月・7月休館)リニューアルオープン (8月)	平成12
		えひめ共済会館婚礼業務廃止(8月) 退職共済年金の給付水準の5%適正化 60歳代前半の支給開始年齢の引上げ	

共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ	年
産科医療補償制度の開始、対象分娩の場合は出産費・家族出産費に3万円を加算（1月） 人間ドック等利用助成方法を定率助成から定額助成に変更（定額24,000円）（4月） 公務員共済年金のお知らせ送付（8月） 出産費・家族出産費の支給額の引上げ（350,000円→390,000円）（10月） 出産費附加金・家族出産費附加金の支給停止（10月） 出産費等の直接支払制度の創設、出産費等の受取代理制度の廃止（10月） 物資供給事業で組合員割引を開始（10月） えひめ共済会館耐震補強改修工事（平成22年5月末まで休館）（12月）	平成21	プール利用助成事業の廃止（3月） 健康組合員等表彰の廃止（3月） 入院時食事療養費に係る標準負担額の変更（1日単位→1食単位）（4月） 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正（20,000円→25,000円）（4月） 共済組合ホームページ開設（4月） 貸付制度の見直し（400万円を超える住宅貸付・災害貸付に抵当権設定、一部負担金新設）（4月） インフルエンザ予防接種補助事業の新設（4月） 健康講習会補助事業新設（4月） 人間ドック等利用者の一部負担割合の変更（4月） 福祉施設利用助成額改正（1泊当たり2,000円→1,000円）（4月） 障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金の併給（4月） えひめ共済会館の宿泊サポートプラン開始（6月） 70歳以上の高齢者の高所得者に係る本人自己負担割合の引上げ（2割→3割）（10月） 特定療養費の廃止（10月） 入院時生活療養費、保険外併用療養費の新設（10月） 療養病床に長期入院する70歳以上に係る食費・居住費が自己負担（10月） 出産費、埋葬料の定額化（出産費・家族出産費350,000円、埋葬料・家族埋葬料50,000円）（10月） 埋葬料、家族埋葬料に係る附加金の引上げ（25,000円→50,000円）（10月） 高額療養費の自己負担限度額の引上げ（72,300円→80,100円、上位所得者139,800円→150,000円）（10月） 災害時の自己負担の減免措置の新設（10月）	平成18
メンタルヘルス講座廃止（3月） 育児休業手当金の休業中支給分と6月後支給分を統合し、全額休業中に支給（4月） 一部負担金払戻金、家族療養費附加金の改正（支給額1,000円未満は支給しない）（4月） 地共済年金情報WEBサイトの開設（4月） 育児休業手当金の改正（父母ともに育児休業を取得する場合、給付期間を1歳から1歳2か月までに延長）（6月） えひめ共済会館営業再開（6月） // ホームページをリニューアル（宿泊予約開始）（6月）	平成22	歯科健診補助事業の廃止（3月） 補装具購入・修理助成事業の廃止（3月） 在宅介護助成事業の廃止（3月） 出産費等の直接支払制度の改善、出産費等の受取代理制度の実施（4月） 出産費附加金・家族出産費附加金の廃止（4月） 福祉施設利用助成対象施設の見直し（4月） 人間ドック等利用助成額の改正（24,000円→14,000円）（4月） がん検診等補助額の引上げ（4月） ミニドックにHbA1c検査を新設（4月） 四国4県共同企画「四国旅劇場」開始（～平成24年度末まで）（7月）	平成23
歯科健診補助事業の廃止（3月） 補装具購入・修理助成事業の廃止（3月） 在宅介護助成事業の廃止（3月） 出産費等の直接支払制度の改善、出産費等の受取代理制度の実施（4月） 出産費附加金・家族出産費附加金の廃止（4月） 福祉施設利用助成対象施設の見直し（4月） 人間ドック等利用助成額の改正（24,000円→14,000円）（4月） がん検診等補助額の引上げ（4月） ミニドックにHbA1c検査を新設（4月） 四国4県共同企画「四国旅劇場」開始（～平成24年度末まで）（7月）	平成23	傷病手当金、出産手当金の給付日額の見直し（4月） 任意継続組合員の傷病手当金及び出産手当金の廃止（4月） 資格喪失後の出産手当金の廃止（4月） 出産費・家族出産費・同附加金の受取代理制度の導入（4月） 70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化（4月） 離婚時の共済年金の分割（4月） 市町村の共済組合の年金給付事業の一元的処理（4月） 遺族共済年金の支給方法の見直し（4月） 65歳以降の退職共済年金の繰下げ支給制度の導入（4月） 育児休業手当金の給付率の引上げ（40%→50%）（10月）	平成19
職場用衛生材料補助事業廃止（3月） 外来療養費等に係る高額療養費の現物給付化（4月） 県・市町連携によるメンタルヘルス相談の新設（4月） 貸付事業の自家保険から民間損害保険への移行（4月） えひめ共済会館の1泊2食付き四季の伊予路プラン販売開始（6月） 被用者年金一元化法案成立（8月） 組合員証のカード化を実施（10月）	平成24	58歳年金見込額通知（3月） レクリエーション体育大会等補助事業の廃止（3月） レクリエーション文化教養活動補助事業の廃止（3月） 都市競技大会補助事業廃止（3月） 老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正（4月） 退職者医療制度の廃止。経過措置として平成26年度まで現行制度を存続（4月） 義務教育就学前の乳幼児の自己負担2割（4月） 後期高齢者医療制度、前期高齢者医療制度の創設（4月） 70歳以上の高齢者の一般に係る自己負担割合の引上げ（1割→2割）（4月） 高額医療・高額介護合算制度の創設（4月） 特定健康診査・特定保健指導の開始（4月） 1日ドック等利用助成の対象年齢を30歳以上に（4月） 歯科健診補助額の引上げ（1,000円→2,000円）（4月） 第3号被保険者期間についての共済年金の分割（4月） 公務員共済ねんきん特別便送付（4～6月） 物資供給事業の償還方法を元利均等償還に変更（7月） 全国健康保険協会の設立（10月）	平成25
上位所得者の一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正（25,000円→33,000円）（4月） 人間ドック等利用助成額の改正（14,000円→24,000円）（4月） えひめ共済会館の1泊朝食付きビジネスプラン販売開始（4月） 追加費用の削減（恩給期間等に係る年金給付について27%引下げ）（8月） 年金額の特例水準の解消（平成25年度から平成27年度にかけて）（10月）	平成25	上位所得者の一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額改正（33,000円→41,000円）（4月） 産前・産後休業期間中の掛金等の免除開始（4月） 遺族基礎年金の父子家庭への支給開始（4月） 老齢厚生年金等の繰下げ請求が遅れた場合の支給期間の見直し（4月） 老齢厚生年金等の障害者特例の適用開始時期の見直し（4月） 貸付制度の見直し（400万円を超える住宅貸付・災害貸付の抵当権の廃止、一部負担金の廃止）（4月） 人間ドック等利用助成額の改正（24,000円→27,000円）（4月） 共済貯金の賞与控除の開始（6月）	平成26

共済制度・共済組合のあゆみ	年	共済制度・共済組合のあゆみ	年
貸付利率の引下げ〈年利2.66%→年利1.26%〉(1月) 物資供給事業償還利率の引下げ〈年利2.9%→年利1.9%〉(1月) はり・きゅう施術料助成事業廃止(3月) 人間ドック等利用助成額の改正〈25,000円→24,000円〉(4月) ミニドックに血清クレアチニン検査を新設(4月) 年金額改定ルールの見直し(マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し)(4月) えひめ共済会館改修工事(4月～8月休館) 70歳以上の外来高額療養費に係る自己負担額の改正 〈14,000円→18,000円〉(8月) 個人番号(マイナンバー)を利用した情報連携の開始(10月)	平成 30	70歳未満の者に係る高額療養費の算定基準額、3段階から5段階へ (1月) 出産費・家族出産費の支給額の引上げ〈390,000円→404,000円〉 (1月) 産科医療補償制度の掛金の引下げ、対象分娩の場合は出産費・ 家族出産費に16,000円を加算(1月) 肝炎ウイルス検診事業廃止(3月) 上位所得者の一部負担金払戻金、家族療養費附加金の基礎控除額 改正〈41,000円→50,000円〉(4月) 子宮頸がん検診の対象年齢を20歳以上に(4月) 2日ドック利用助成の対象者を30歳以上の組合員及び被扶養者に (4月) 脳ドック利用助成の対象年齢を40歳以上に(4月) インフルエンザ予防接種補助額の引上げ〈1,000円→1,500円〉 (4月) 修学貸付限度額の増額〈1月につき10万円→15万円〉(7月) 被用者年金制度の一元化(10月)	平成 27
新婚・銀婚等利用助成事業廃止(3月) 会計年度任用職員の共済組合加入(4月) 被扶養者の認定要件の一部変更(国内居住要件追加)(4月) 福祉施設利用助成対象施設の見直し(4月) えひめ共済会館の1泊2食付き料理長おすすりプラン及び 料理長おすすりSPプラン販売開始(7月) 長期給付に係る標準報酬の月額の上限引き上げ〈62万円→65万円〉(9月)	令和 2	〔共済年金を厚生年金に統一、共済年金の3階部分(職域年金相当 部分)の廃止、被用者年金の保険料率の統一(公務員共済の保険 料率を厚生年金の保険料率に統一(平成30年8月に18.3%)、 共済年金の地方公共団体の長に対する加算特例の廃止、その他 制度的差異の解消 〕 手当率制から標準報酬制へ移行(10月) 退職等年金給付の創設(10月)	
年金額改定ルールの見直し(賃金・物価スライドの見直し)(4月) オンライン資格確認の運用開始による、マイナンバーカードの 保険証利用開始(10月)	令和 3		
出産費・家族出産費の支給額の引上げ〈404,000円→408,000円〉(1月) 産科医療補償制度の掛金の引下げ、対象分娩の場合は出産費・ 家族出産費に12,000円を加算(1月) 被扶養者の住所の届出開始(4月) 老齢厚生年金の在職老齢年金の見直し(65歳未満の支給停止計算 方法を65歳以上と同じ計算方法へ)(4月) 老齢厚生年金の在職定時改定の導入(65歳以上の在職者について 年1回年金額を改定)(4月) 老齢厚生年金等の繰下げ受給の上限年齢引上げ(70歳→75歳)(4月) 老齢厚生年金等の繰上げ減額率の見直し(1月当たり0.5%→0.4%)(4月) 加給年金の支給停止規定の見直し(配偶者が20年以上の老齢厚生年金 の受給権を有している場合、支給状態に関わらず支給停止)(4月) 地方公務員等共済組合法の適用拡大に伴う短時間勤務職員の共済組合加入(10月) 育児休業手当金の延長要件の追加(10月) 短期給付及び福祉事業に係る標準報酬の月額の下限引き下げ 〈98,000円→58,000円〉(10月) 退職等年金給付に係る標準報酬の月額の下限引き下げ 〈98,000円→88,000円〉(10月)	令和 4	短期給付及び福祉事業に係る標準報酬の月額の上限引き上げ 〈121万円→139万円〉(4月) 人間ドック等利用助成額の改正〈27,000円→25,000円〉(4月) データヘルス事業を新設(4月) 任意継続組合員の掛金算定の基礎となる退職時の標準報酬月額 割落とし規定の削除(7月) えひめ共済会館の1泊2食付き年金者連盟会員様限定プラン販売開始 (7月) 被扶養者の認定要件の一部変更(兄弟の同居要件廃止)(10月) 厚生年金保険に係る標準報酬の月額の下限引き下げ 〈98,000円→88,000円〉(10月)	平成 28
		70歳以上の外来高額療養費に係る自己負担額の改正 〈12,000円→14,000円〉(8月) 年金の受給資格期間の短縮(25年→10年)(8月) 省令に該当する場合、育児休業手当金の支給期間再延長 〈1歳6か月→2歳〉(10月)	平成 29

組合会議員選挙結果

11月14日(月)、任期満了に伴う組合会議員選挙を県内3選挙区で実施し、次の方々が当選されました。
任期 令和4年12月1日～令和6年11月30日

市町村長である議員		
選挙区	氏名	所属所
第1区	石川 勝行	新居浜市
	篠原 実	四国中央市
第2区	武智 邦典	伊予市
	加藤 章	東温市
	河野 忠康	久万高原町
第3区	大城 一郎	八幡浜市
	坂本 浩	松野町

市町村長以外の組合員である議員		
選挙区	氏名	所属所
第1区	高橋 靖	新居浜市
	喜井 辰弘	四国中央市
第2区	井関 文彦	松山市
	久保 竜児	伊予市
	酒井 英生	砥部町
第3区	西尾 祥之	宇和島市
	柿原 稔広	西予市



今回の表紙は
 平成22年7月号 (Vol.259) ~
 令和4年7月号 (Vol.320) に
 使用した県内市町ご提供の
 表紙写真の一覧です。

石鎧

©発行所／愛媛県市町村職員共済組合 松山市三番町5丁目13-1
 ©編集発行人／玉井 信正 URL <http://www.ehime-kyosai.jp/>

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

グリーン購入法
 適合印刷物です

